

JILPT 調査シリーズ

No. 214

2021年11月

「同一労働同一賃金の 対応状況等に関する調査」

(企業に対するアンケート調査 及び ヒアリング調査) 結果

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



JILPT 調査シリーズ No. 214

2021年11月

「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査」
(企業に対するアンケート調査 及び ヒアリング調査) 結果

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

同一企業内における「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間の不合理な待遇差を無くし、どのような雇用形態を選択しても、その待遇に納得して働き続けることができるよう、2020年4月1日に「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）とその施行規則、及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（同一労働同一賃金ガイドライン）、「パートタイム・有期雇用労働指針」が施行された。

同法では、同一企業内で働く「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム・有期雇用労働者」の間で、基本給や賞与、手当、福利厚生等、あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止される（第8～9条）とともに、事業主には「パートタイム・有期雇用労働者」から、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」との待遇の違いやその理由等にかかる説明を求められた場合の説明義務が課せられた（第14条第2項）。こうした規定は2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）より適用され、企業にはその対応が求められることとなった。

当機構では、厚生労働省雇用環境・均等局の要請に基づき、いわゆる「同一労働同一賃金ルール」に企業がどのように対応しているのか（対応しようとしているのか）等、喫緊の状況を把握するため、企業に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。今回の調査は、同法の施行から半年を経過した時点における状況について把握しようとしたものであり、特に中小企業に対しては適用前の状況把握となったことから、引き続きその動向を注視する必要がある。こうした前提条件を十分考慮した上で、本報告書を活用していく必要がある。

調査の実施に当たり、ご協力いただいた多くの企業に厚く御礼申し上げたい。

2021年11月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 樋口 美雄

調査・執筆担当者

氏名・所属	担当	執筆
藤澤 美穂 (雇用構造と政策部門統括研究員)	ヒアリング調査 及び全体統括	第1章第2節の2 第1章第3節の2 第2章第2節 第3章
渡邊 木綿子 (雇用構造と政策部門付リサーチャー(当時) 現・調査部(政策課題)主任調査員)	アンケート調査	第1章第1節 第1章第2節の1 第1章第3節の1 第2章第1節 第3章

目 次

第 1 章 調査の概要	1
第 1 節 調査の趣旨	1
第 2 節 調査の方法	5
1. アンケート調査	5
2. ヒアリング調査	8
第 3 節 調査により把握できたこと（要約）	10
1. アンケート調査	10
2. ヒアリング調査	10
第 2 章 調査結果の概要	12
第 1 節 アンケート調査結果	12
1. 有効回答企業の主な属性	12
2. 「同一労働同一賃金ルール」の認知度	13
3. 「同一労働同一賃金ルール」への対応（雇用管理の見直し）状況	15
4. 「同一労働同一賃金ルール」に対応するために行った具体的な見直し内容	19
5. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に伴う人件費総額の変化	25
6. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた検討時の活用ツール	26
7. 「同一労働同一賃金ルール」への対応で得られた（得られると見込む）効果	28
8. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に向けた労使の話合い状況	29
9. 「同一労働同一賃金ルール」への対応に当たっての課題	31
10. 「同一労働同一賃金ルール」に取り組む上で行政に求めたい支援	32
11. 「パートタイム・有期雇用労働者」の活用状況・方針	33
12. 「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と職務が同じ「パートタイム・有期雇用労働者」の不合理な待遇差にかかる認識と待遇差についての説明状況	40
第 2 節 ヒアリング調査結果	44
1. ヒアリング企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇の状況	44
2. パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けてのプロセス	61
3. 同一労働同一賃金への対応として、待遇面以外での取組	66
4. 同一労働同一賃金の取組を進める上での重要なポイント	67
5. 同一労働同一賃金に取り組むことによる効果、社員からの反応	68
第 3 章 まとめに代えて（政策的インプリケーション）	70

付属資料 ①アンケート調査票	73
付属資料 ②附属統計表	87